

# 作新学院中等部同窓会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は作新学院中等部同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は事務局を作新学院中等部内に置く。

## 第2章 組織

第4条 本会は原則として作新学院中等部の卒業生を会員とし、教職員及び教職員であつた者を特別会員とする。

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 会計監査 2名

第6条 本会に顧問を置く。顧問は学院長及び部長のほか、役員会の推薦により会長が委嘱する。

第7条 本会に年次役員と幹事を置く。

卒業年度ごとに各組2名の年次役員を互選する。幹事は年次役員の中から2名会長が委嘱する。

第8条 会長、副会長及び会計監査は総会で会員の中から選出する。

第9条 理事は幹事の中から会長が委嘱する。会長は理事を委嘱した場合は総会の承認を受けるものとする。

第10条 本会に書記2名、会計2名を置く。書記・会計は理事の中から会長が委嘱する。

第11条 本会は会員の居住する地区、あるいは勤務する職場に、必要に応じて支部を置くことができる。支部役員は支部ごとに定めるものとする。各支部は支部役員及び支部会員の名簿を事務局に提出し、異動あるごとに報告するものとする。

## 第3章 職務

第12条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、また会長事故ある時はその職務を代行する。

理事は会長、副会長に協力して会務執行にあたる。

幹事は役員に協力して事業の企画運営に当たる。

年次役員は本会事業が円滑に行われるように会務に協力する。

顧問は会務などで助言することができる。

第13条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

#### **第4章 会議**

第14条 本会は毎年1回総会を開き、事業及び会計の審議をする。なお必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第15条 会長は、随時役員会及び幹事会を開くことができる。役員会の決議は出席役員の過半数の同意によって成立する。

#### **第5章 事業**

第16条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員名簿の作成
- 2 会報の発行
- 3 その他必要と認められる事項

#### **第6章 会計**

第17条 本会の経費は入会金及び寄付金などをもってあてる。

入会金は2,000円とする。

第18条 前条に定める入会金は、卒業時に徴集するものとする。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### **第7章 決議**

第20条 本会則は総会の決議を経て改正することができる。

#### **附則**

本会則は平成18年 9月30日から施行する。